

1-1-4 河川管理区分一覧表

		国 土 交 通 大 臣 の 行 う 管 理				都道府県知事又は指定都市の長の行う管理	
		大臣に留保された管理	地方整備局長等に委任等された管理(a)	(a)のうち事務所長専決のもの	(a)のうち大臣（一部水管理・国土保全局長）の承認を要するもの	知事又は指定都市の長の行う管理(b)	(b)のうち大臣（一部水管理・国土保全局長の認可又は承認を要するもの
一	指定区間外	(政令53) イ 河川整備基本方針の策定及び変更 ロ 特定水利使用に関する許可等（重要な事項）	(政令53、地方整備局長等河川管理事務専決規則) 大臣に留保された管理以外の管理（主なものは以下のとおり） イ 河川区域の指定 ロ 河川台帳の調製及び保管 ハ 河川整備計画の策定及び変更 ニ 河川工事の施行 ホ 流水占用、土地の占用、土石等の採取、工作物の新築、土地の掘削等の許可等 ヘ 特定水利使用に関する許可等（重要な事項以外） ト ダム洪水調節機能協議会の組織 チ 異常渇水時における水利使用の調整に関するあつせん及び調停 リ 河川保全区域、河川予定地等における土地の掘削等の許可等	(各地方整備局処務細則準則) ※主なものは以下のとおり イ 河川台帳（河川現況台帳）の調製及び保管 ロ 洪水時等における緊急措置 ハ 治水上及び利水上影響が少ない土地の占用、工作物の新築、土地の掘削等の許可 ニ 河岸又は河川管理施設の保全上影響が少ない河川保全区域における土地の掘削等の許可 ホ 調査、工事等のための立入り等 ヘ 廃川敷地等の管理 ト 不動産登記法の嘱託登記	(河川管理事務処理規程2) イ ダム、水門、閘門、橋その他の工作物で治水上又は利水上影響が著しいと認められるものに係る法26①の許可等 ロ 河川区域内の土地の現状に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められる土地の掘削等の許可 (河川局長通達) ハ ダムその他治水上又は利水上特に重要な河川管理施設に係る兼用工作物の工事等の協定の締結		

		国 土 交 通 大 臣 の 行 う 管 理				都道府県知事又は指定都市の長の行う管理	
		大臣に留保された管理	地方整備局長等に委任等された管理(a)	(a)のうち事務所長専決のもの	(a)のうち大臣（一部水管理・国土保全局長）の承認を要するもの	知事又は指定都市の長の行う管理(b)	(b)のうち大臣（一部水管理・国土保全局長）の認可又は承認を要するもの
一	指定河川内	(政令2・53) イ 河川整備基本方針の策定及び変更 ロ 特定水利使用に関する許可等（重要な事項）	(政令2・53、地方整備局長等河川管理事務専決規則) ※主なものは以下のとおり イ 河川台帳の調整及び保管 ロ 特定水利使用に関する許可等（重要な事項以外） ハ ダム洪水調節協議会の組織 ニ 緊急時における利水ダムの洪水調節のための指示 ホ 異常渇水時における水利使用の調整に関するあっせん及び調停 ヘ 特別な場合の河川工事（政令2①八）	(各地方整備局処務細則準則) 河川台帳（河川現況台帳）の調整及び保管		(政令2) 大臣の行う管理以外の管理（主なものは以下のとおり） イ 河川区域の指定 ロ 河川整備計画の策定及び変更 ハ 河川工事の施行 ニ 流水占用、土地の占用、土石等の採取、工作物の新築、土地の掘削等の許可等 ホ 河川保全区域、河川予定地等における土地の掘削等の許可等	(法79①、政令45) イ 河川整備計画の策定及び変更 ロ 一定の施設に係る改良工事の施行 ハ 一定の河川工事につき、法16の3①の規定による市町村長との協議に応じること ニ 中規模水利使用に関する一定の許可等 ホ ダム、水門、開門、橋その他の工作物で治水土又は利水上影響が著しいと認められるものに係る法26①の許可等 ヘ 河川区域内の土地の現状に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められる土地の掘削等の許可

		国 土 交 通 大 臣 の 行 う 管 理				都道府県知事又は指定都市の長の行う管理	
		大臣に留保された管理	地方整備局長等に委任等された管理(a)	(a)のうち事務所長専決のもの	(a)のうち大臣（一部水管理・国土保全局長）の承認を要するもの	知事又は指定都市の長の行う管理(b)	(b)のうち大臣（一部水管理・国土保全局長）の認可又は承認を要するもの
一	指定河川 区内						(河川局長通達) ヌ ダムその他治水上又は利水上特に重要な河川管理施設に係る兼用工作物の工事等の協定の締結 ル 廃川敷地等の公示 （処分に係る廃川敷地等の面積が3万平方メートル以上であるとき又は処分に係る廃川敷地等が政令2①八の規定により改良工事と一体として施行される河川工事の施行区域に係るものであるときに限る。）
二	級河川					すべての管理	(法79②、政令46・46の2・47) イ 河川整備基本方針及び河川整備計画の策定及び変更 ロ 一定の施設に係る改良工事の施行 ハ 一定の河川工事につき、法16の3①の規定による市町村長との協議に応じること ニ 特定水利使用に関する一定の許可等

	国 土 交 通 大 臣 の 行 う 管 理				都道府県知事又は指定都市の長の行う管理	
	大臣に留保された管理	地方整備局長等に委任等された管理(a)	(a)のうち事務所長専決のもの	(a)のうち大臣（一部水管理・国土保全局長）の承認を要するもの	知事又は指定都市の長の行う管理(b)	(b)のうち大臣（一部水管理・国土保全局長）の認可又は承認を要するもの
二 級 河 川						(河川局長通達) ホ 廃川敷地等の公示 （処分に係る廃川敷地等の面積が3万平方メートル以上であるとき又は処分に係る廃川敷地等が政令2①八の規定により改良工事と一体として施行される河川工事の施行区域に係るものであるときに限る。） ヘ 面積10万平方メートル超の廃川敷地等を都道府県に譲与すること

	市 町 村 長 の 行 う 管 理		
	市町村長の行う管理(c)	(c)のうち知事の承認を要するもの	(c)のうち大臣の承認を要するもの
準 用 河 川	(法100①、政令56) すべての管理 ただし、次に掲げるものを除く。 イ 一級河川に関する規定に係る事務 ロ 港湾又は漁港の区域に重複して河川区域を指定する場合の港湾管理者又は漁港管理者への協議 ハ 一定の河川管理施設の操作規則を作成又は変更する場合の関係行政機関の長への協議等 ニ 河川整備基本方針及び河川整備計画の策定及び変更 ホ 特定水利使用に関する法23・26①に係る一定の許可についての関係市町村長の意見の聴取 ヘ ダム洪水調節機能協議会の組織 ト 特別水利使用者負担金に関する規定に係る事務 チ 一定の施設に係る改良工事の施行等に係る国土交通大臣への協議等 リ 一定の兼用工作物に関する処分についての主務大臣等への審査請求等 ス 一定の河川管理施設の維持、操作等の関係地方公共団体等への委託	(河川局長通達) 廃川敷地等の公示	(河川局長通達) 面積10万平方メートル超の廃川敷地等を市町村に譲与すること

※上記の各管理は原則に基づく整理を反映したものであり、特別の規定に基づき、河川管理者等以外の者が河川工事、河川の維持等を実施する場合もある。